

## 公立大学法人横浜市立大学教員の海外及び長期国内出張に係る経費支援要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、公立大学法人横浜市立大学教員の海外及び長期国内出張規程（以下「規程」という。）に基づき、教員の教育研究の質的向上を図ることを目的とした経費支援に関する必要事項を定めるものとする。

### (対象)

第2条 この要綱の対象となる出張者は、「規程」別表による出張区分 A（教育・研修）B（学会）C（研究留学）のいずれかに該当する者とする。

### (一部負担金)

第3条 一部負担金は、第2条の出張者に必要な航空運賃、鉄道運賃および宿泊費の一部に充てることとし、別表に定める額を上限として、予算の範囲内で支給する。

### (募集)

第4条 一部負担金交付対象者の募集は、別に定める「募集要項」により行う。

### (応募)

第5条 応募をする者は、「募集要項」による必要な書類（以下「応募書類」という。）を各部局長（学部長、研究科長、研究院長、病院長）へ定められた期日までに提出しなければならない。

### (交付決定)

第6条 各部局長は、予算の範囲内で一部負担金交付者を決定し、結果を本人へ通知する。

### (交付)

第7条 一部負担金の交付が決定した者は、出張終了後1週間以内に、次の各号の書類を提出しなければならない。

（1）復命書

（2）出張に要した航空運賃、鉄道運賃および宿泊費の領収書（原本）

（3）海外出張の場合は、パスポートの出入国印の記載されたページの写し

2 前項の書類が提出されてから1ヶ月以内に一部負担金を本人の銀行口座へ支給する。

### (一部負担金の返還)

第8条 一部負担金の交付を受けた者が次の各号に該当した場合は、負担金の一部又は全額の返還を求めることができる。

（1）交付決定通知書で定められた出張条件で渡航しなかった場合

（2）出張後、指定された期限内に復命書等を提出しなかった場合

### (委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、学長が定める。

## 附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 3 条）

対象地域	一部負担金限度額
ヨーロッパ及び中南米、アフリカ地域	225,000円
北米東海岸及び中南部	180,000円
北米西海岸	135,000円
オセアニア	150,000円
アジア（台湾・韓国を除く）	120,000円
台湾・韓国	60,000円
日本国内	50,000円